

2022

1月

No.573

# かりや



か

り

や



宝光（山梨県忍野村）

写真提供：田中 勝志 氏

## も く じ

新年のご挨拶.....	1	愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	12
謹賀新年.....	6	労働者死傷病報告書受付状況.....	13
建設業の働き方改革.....	7	監督署だより.....	14
職場における労働衛生基準が変わりました。.....	8	衣浦東部保健所コーナー.....	15
ベストプラクティス企業取組事例公開中！.....	9	エッセイ 労務屋の昨今.....	16
労働保険料の納付には口座振替が便利です。.....	10	会員だより.....	18
2021年度 愛知産業安全衛生大会開催される.....	11	お知らせ.....	19
労災保険実務講習会開催される.....	11	広告.....	21



# 新年のご挨拶

(一社) 刈谷労働基準協会 会長 小嶋 賢治



新年あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を会員の皆様とともに迎えることができましたことをお慶び申し上げます。

昨年は、会員各社の皆様のご尽力とご協力、ならびに行政ご当局のご指導、関係諸団体のご支援により、当協会の事業を順調に推進することができましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

世界中を襲った新型コロナウイルス感染症の影響で、新しい生活様式を余儀なくされておりますが、幸いなことに、ワクチン接種も順調に進み、昨年末には感染者数も相当低レベルで推移いたしております。一方で、新たな変異株も発生しており、予断を許さない状況が続いております。今後も感染予防策の徹底を継続し、職場などでのクラスター発生防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

さて、労働基準行政において、「働き方改革」とは、働く人びとが、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。近年、日本が直面している「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や、「働くスタイルの多様化」などの課題・変化に企業は対応していく必要があり、そのためには労働生産性の向上や、従業員満足度向上を実現する環境づくりが求められています。特にコロナ禍での感染防止策として、急速にテレワークという働き方が広く浸透しましたが、アフターコロナにおいてどのように制度として定着させていくか、まだ課題は多いと思います。皆様の事業所におかれましても、働き方の変化を踏まえた更なる積極的な取り組みをお願い致します。

昨年の刈谷労働基準監督署管内の労働災害発生状況を振り返ってみますと、労働者死傷病報告件数(休業4日以上)は、11月末現在では、一昨年同月の420件に比べ482件と大幅に増加しております。

昨年の全国安全週間のスローガンの「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」を実践いただくためにも、マネジメントシステムの基本であるPDCAサイクルを確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成して頂くようお願いいたします。

本年も当協会発展のために微力ではございますが、会員各社の皆様のご期待に沿えるよう、精一杯の努力を重ねる所存でございますので、引き続き行政ご当局、関係諸団体の皆様には一層のご指導、ご鞭撻、ならびに会員各社の皆様のご支援、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご多幸とご健勝を心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

# 新春のご挨拶

愛知労働局長 伊藤 正史



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和4年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の一層の御理解と御協力を改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、これを踏まえた再三の緊急事態宣言の発令等が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響をもたらした年でした。

本県でも、こうした環境下で、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年12月に0.99倍と1倍を下回りましたが、その後、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業において生産活動の回復の動きが見られ、それに伴い求人は増加、求職者の動きも落ち着きを取り戻し、令和3年10月の有効求人倍率は1.22倍に上昇するなど、雇用失業情勢は緩やかながら改善基調を示しています。

一方で、コロナ禍の影響をより強く受ける業種・業態では引き続き厳しい状況が続いており、また、半導体等の部品供給制約、原材料高騰などが今後の県内の産業活動に及ぼす影響には不透明な要素が多く、引き続き注視していく必要があります。

当局としましては、労働条件確保・改善対策として、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務等を通じ、過重労働解消に対する意識が、県内事業者の皆様徐々に浸透してきていると感じております。今後の経済回復の過程で、人材確保・定着の観点からも、働きやすい職場づくりに引き続き取り組んでいただく上で参考となる好事例など情報発信に努めてまいります。

労働災害防止対策につきましては、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントの推進に取り組むとともに、治療と仕事の両立支援など安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

働き方改革の推進については、生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた取組への支援を行うなど、中小企業等の皆様に寄り添った対応を進めてまいります。

令和4年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法については、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図ることで、「産後パパ育休」制度の普及と、中小企業での女性活躍推進の取組みを支援してまいります。

また、中小企業におけるパワーハラスメント防止措置も、令和4年4月から義務化されることを踏まえ、職場におけるハラスメントの撲滅に向け、各種防止対策を総合的に推進してまいります。

障害者雇用対策につきましては、令和3年3月より民間企業における法定雇用率が2.3%に引き上げられたことで、各ハローワークが企業に寄り添った雇用支援に取り組むことが重要であり、障害をお持ちの方々の雇用の場の確保・拡大に努めてまいります。

令和3年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の理解と取組みが一層進むよう、改正法の周知と事例提供に努めてまいります。

これら取組み全体に共通し、愛知の地域特性を踏まえ、また、中小企業をはじめ各企業の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する支援メニュー等を最大限活用し、総合的、丁寧な行政運営に努めてまいります。

昨年11月に策定された、新たな経済対策等に基づく、「人への投資」を担う労働行政としての役割発揮も重要な課題となります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウイズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭の御挨拶といたします。

# 新春のご挨拶

労働基準部長 岡田 直樹



新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解・ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国は、一昨年来続いております新型コロナウイルスの5度の感染の波に対し、様々な感染防止対策を講じつつ凌いでまいりましたが、新たな変異株が発見され、第6波が予想されるなど依然として予断が許されない状況です。新型コロナウイルスが企業経営にもたらした影響は甚大なもの

ありますが、社員の雇用維持、労働条件及び健康の確保、新しい働き方の取組などに日々ご尽力されていますことに改めて敬意を表します。

労働基準行政としましては、コロナ禍の影響で事業縮小を余儀なくされた企業に対しては、雇用維持の要請、解雇、整理解雇、賃金支払等に関する法律や裁判例の説明などを継続するとともに、コロナ対応などで長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止の徹底などを指導し、長時間労働の解消と働きやすい職場の実現に向けての支援を丁寧に行い、昨年7月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に掲げられた目標の達成を目指してまいります。

労働災害防止対策につきましては、令和3年度は、死亡災害は減少したものの、休業4日以上死傷災害は一昨年に続き増加となり、第13次労働災害防止推進計画の目標達成が大変困難な状況にあります。業種別では製造業、商業、建設業で災害が増加しており、コロナ感染症の関係で社会福祉施設における災害も増加しています。本年度は引き続き「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントに関する出前講座やリスクアセスメント推進事業場宣言への勧奨、エイジフレンドリーガイドラインの周知などを積極的に行い、安全・安心の労働環境の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

労働者の健康確保については、引き続きメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援を積極的に推進するほか、令和3年4月1日に施行された改正石綿則、令和3年12月1日に施行（一部規定を除く）された改正事務所則等の法令周知を積極的に行ってまいります。

愛知県最低賃金は、昨年10月1日付けで過去最高の28円アップの955円となり、経営等に与える影響は多大なものがあるかと存じますが、労働者の最低生活基準の確保だけでなく、経済効果も期待できることから、すべての企業においてこれが遵守されるようあらゆる機会を用いて周知を図ってまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準に等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めるとともに、新型コロナに係る労災補償については、労働基準行政の最重要課題の一つであり、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き、署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスター発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。また、令和3年9月14日付けで改正された「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」に基づき、脳心臓疾患労災請求事案の適正・迅速処理に努めてまいります。

最後に、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解・ご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新春のご挨拶

愛知労働局雇用環境・均等部長 吉永 佳代



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は前年に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が多くの企業の皆様の生産活動に影響を及ぼした1年でありました。

雇用環境・均等部では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での各種相談の対応、小学校が休業等した場合に子を持つ従業員への支援である小学校休業等対応助成金、妊婦の母性健康管理措置を有給で講じていただいた場合などに両立支援等助成金の支給などを行っており、引き続き各種支援を実施してまいります。このうち、小学校休業等対応助成金については、令和3年12月末までを対象としていた休業期間を令和4年3月末まで延長する措置がなされたところです。

このような厳しい状況の中ではございますが、中長期的にみますと、日本は少子高齢化により生産年齢人口が急速に減少しており、企業の皆様が持続的に成長・発展していくためにも、多様な人材を活用することや生産性を向上させることであり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

このため、雇用環境・均等行政としましては、パートタイム・有期雇用労働法の同一労働同一賃金や労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携し、働き方改革推進に向け、皆様に寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。

また、生産性を向上させ、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革推進支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを新規導入し実施することで、人材確保や雇用管理等の効果を上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金（テレワークコース）についても、適切な支給に努めてまいります。

男性の育児休業取得率は12.65%と、徐々に向上しているところではありますが、まだまだ低い水準となっております。そのような中、令和3年6月に男性の育児休業取得促進を柱として成立した改正育児・介護休業法につきましては、4月から段階的に施行されるため、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図り、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境が整備されるよう、企業の皆様の取組みを支援してまいります。

また、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出の義務対象が従業員301人以上から101人以上に拡大されることとなり、施行日が令和4年4月に迫っていることから3月末までの策定・届出がなされるよう、対象企業の皆様への周知・支援を通じ、女性の活躍推進の取組みを図ってまいります。

さらに、当局の総合労働相談コーナーに寄せられる相談の約1/4は、パワーハラスメントを含むいじめ・いやがらせとなっております。パワーハラスメントの防止措置についてはすでに大企業では措置を講じることが義務となっておりますが、中小企業に対しても令和4年4月から義務化されます。職場におけるハラスメントを撲滅に向け、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

このように令和4年4月から様々な改正法が施行されますので、貴協会のお力添えをいただきながら、周知してまいりたいと思います。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶

刈谷労働基準監督署長 木下 竜也



新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、労働基準行政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の再拡大により、愛知県にも緊急事態宣言が数次にわたり発出され、一時は一日当たりの新規感染者数が連日2,000人を超える異常事態となりましたが、10月以降は次第に落ち着きを見せ、ワクチン接種の進展や抗体カクテル療法等の治療薬の普及も要因かと思われませんが、県内の新規感染者数は激減しました。しかしながら、新たな変異ウイルスが出現したことで、再感染の拡大の危険性が増していると言えます。

一方、当署管内の基幹産業である自動車関連製造業は、半導体の供給不足や東南アジアのコロナ流行の影響を受け部品調達が困難となり、大規模な減産を強いられる状況にありましたが、今後は減産分を取り戻すための挽回生産も予測されます。

こうした中、労働基準行政の最重点課題のひとつである長時間労働の是正と過重労働による健康障害防止対策につきましては、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の年5日以上の取得等、改正労基法等の周知啓発の推進と、労働時間の適正な状況把握や産業医等による面接指導等の実施を徹底することにより、長時間労働者の健康障害防止を引き続き図っていくこととしています。

もうひとつの最重点課題である労働災害防止につきましては、令和3年11月末現在の当署管内の災害発生件数(速報値)が、死亡災害は発生していないものの休業4日以上の災害は482件となり、前年同期比で62件(14.8%)の大幅な増加となっています。背景には、新型コロナウイルス等の病原体による疾病が53件含まれていること等が挙げられますが、それらを差し引いても、増加傾向にあることは顕著となっております。

今年はいよいよ、第13次労働災害防止推進計画(平成30年度から令和4年度までの5か年)の最終年となりますが、増加傾向に歯止めをかけるため、「危なさと向き合おう」をキャッチフレーズに取り組んでいるリスクアセスメントを、より一層推進していくこととします。そのため、昨年開催された「リスクアセスメント出前講座」や、監督署が主催したリスクアセスメントに係る集団指導に出席していただいた事業場の皆様には、「リスクアセスメント推進事業場宣言」により経営トップがリスクアセスメントの推進に積極的な姿勢を内外に示し、これまで以上に取り組みを強化していただくことで、愛知労働局管内及び当署管内における安全衛生管理水準が向上することを期待しております。

また、寒さが増してインフルエンザが流行する時期となりましたが、今後、新型コロナウイルスの「第六波」との同時流行が懸念される所です。昨冬は、コロナ対策でマスク着用や手洗い・アルコール消毒等が徹底されたこと等もあってか、インフルエンザ感染者はほとんど発生しませんでした。初期症状が似ていて区別が付きにくいこと等もあり、ワクチン接種等の感染防止対策や健康管理面で、引き続きご配慮いただければと思います。

生産活動や雇用情勢も含め、先行きの不透明感が残る状況ではありますが、直面する課題に対して、職員一同、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、労働基準行政へのご理解とご協力、並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

# 謹 賀 新 年

## 【刈谷労働基準監督署】

署 長 木下 竜也

副 署 長 小田 秀樹

職 員 一 同

## 【一般社団法人 刈谷労働基準協会】

会 長 小嶋 賢治 津田工業(株)

副 会 長 神谷 真司 黒金化成(株) テクニカルセンター

〃 磯部 秀男 (株)イノアックコーポレーション 安城事業所

〃 磯貝 政博 春日運送(株)

〃 永坂 誠司 大浜燃料(株)

専 務 理 事 羽佐田卓広 (一社) 刈谷労働基準協会

理 事 藤田 賀之 (株)豊田自動織機

〃 棚橋 昭 (株)デンソー

〃 吉田 賢吾 (株)ジェイテクト

〃 小林 健治 トヨタ車体(株)

〃 鶴田 久人 トヨタ紡織(株)

〃 米津 伸之 中央精機(株)

〃 浅井 浩之 (株)近藤組

〃 奥野 櫻子 奥野機材(株)

〃 坂田 淳司 小林クリエイティブ(株)

理 事 鳥山 英行 アスカ(株)

〃 高橋 雅一 (株)マキタ

〃 山下 善弘 倉敷紡績(株) 安城工場

〃 安藤 茂則 カリツー(株)

〃 鈴木 隆紀 (株)FUJI

〃 中根 正喜 中一建設工業(株)

〃 岡田 潤 (株)DAPAC

〃 神谷 弘恵 高浜共立運輸(株)

〃 内藤 大介 エヌティーテクノ(株)

〃 浅岡 淳一 (株)ミツバ化学

〃 奥野伸一郎 奥野工業(株)

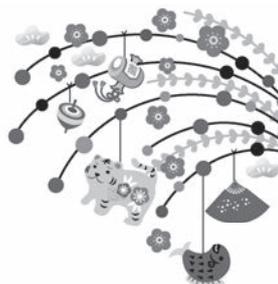
〃 谷川 勝哉 (株)JERA 碧南火力発電所

〃 杉浦 敏夫 スギ製菓(株)

〃 鈴木 泰博 クロタ精工(株)

監 事 山本 誠 サンエイ(株)

〃 稲村 重信 愛三工業(株) 安城工場



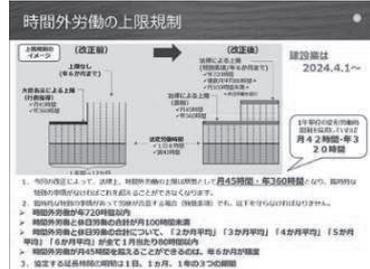
愛知労働局YouTubeチャンネルに動画をアップしました！

# 建設業の働き方改革

建設業でも働き方改革を行い、  
魅力ある職場づくりをしましょう！

動画は  
2部構成！

【第一部】「改正労働基準法等の説明」と題して、2024年4月1日から建設でも適用される時間外労働の上限規制をはじめ、働き方改革関連法に基づき2019年4月1日に改正された労働基準法、労働安全衛生法について解説



【第二部】「働き方改革の取組事例紹介」と題して、株式会社大林組名古屋支店様、太啓建設株式会社様にご協力いただき、それぞれの会社で取り組んでいる働き方改革の取組事例を紹介



建設業の皆様方も、この動画を視聴して、法律の改正に備えるとともに、株式会社大林組様、太啓建設株式会社様がやっている取組状況を参考に積極的に働き方改革を行い、魅力ある職場づくりに努めていただければと思います。



⇒ 愛知労働局YouTubeチャンネル  
(ベストプラクティス企業の取組事例も  
併せてご覧ください)



愛知労働局HPからもアクセスできます ⇒

※ ベストプラクティス企業：労働時間削減や年休取得促進など働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の企業

愛知労働局  
労働基準部監督課

商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

# 職場における労働衛生基準が変わりました。 ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

愛知労働局

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

詳しくは、厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)

によりご確認ください。



主な項目	見直しのポイント
照度 (R4.12.1 施行) 【事務所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 一般的な事務作業 300ルクス以上 付随的な事務作業 150ルクス以上</li> <li>個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとに JIS Z 9110 などの基準を参照する。</li> </ul>
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性用と女性用の便所を設けた上で、<u>独立個室型の便所注</u>を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。</li> <li>少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。</li> <li>従来の基準を満たす便所を設けている場合、変更は不要。 注) 独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所</li> </ul>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時利用が可能となるよう機能を確保する。</li> <li>入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。</li> </ul>
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

労働時間削減を含む働きやすい職場づくりの

## ベストプラクティス企業取組事例公開中！

11月の過労死等防止啓発月間の取組のひとつとして、**労働時間削減**や**女性活躍促進**など**働きやすい職場づくり**に積極的に取り組んでいる県内の企業（**ベストプラクティス企業**）からその事例を動画で提供いただき、**愛知労働局YouTubeチャンネルで公開**しています。

自社の取組のご参考にぜひご覧いただき、できるところから「働き方改革」、はじめましょう！

### 1 株式会社岡田鉄工所（岡崎市：工作機械製造）

- ① コロナ期間の業務減少を利用し社員教育を実施しオペレーターが増え業務が分散化
- ② 計画的付与、半日年休を導入し平均取得日数が年6日程増加
- ③ インターバル制度を導入（11時間）

VI.活動実績(2)

・教育実施状況  
若手中心のMC操作及び3DCAD講習会



・求人状況

	前年	中途	既出前	増減
2018年度	3	10		3
2019年度	1	3	2	1
2020年度	1	2		-2
2021年度	1	3	1	1

多能工化、人員確保による長時間労働の解消

### 2 株式会社菅原設備（津島市：給排水設備）

- ① 全国の職人仲間と設置した研修施設（群馬県）で職人のスキルアップ
- ② 17:30に会社の電話を音声案内に切り替え、外部からの電話は一切受け付けせず



### 3 株式会社加藤建設（蟹江町：土木工事）

- ① ドローンやレーザー測量機を導入し作業を効率化
- ② 事務系の女子社員が女子パト隊を結成、建設現場のパトロールや現場事務所等の清掃の実施
- ③ 技術系（現場監督、測量士）の女子社員の採用増、登用



☎ 各社の取組は  
[愛知労働局YouTubeチャンネル](#)でご覧いただけます

（問い合わせ）

労働基準部監督課 052-972-0253



商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

労働保険料の納付には口座振替が便利です。

2/25までのお手続きで  
令和4年度の労働保険料  
(全期・第1期)から口座振替に！

## 1. 口座振替の申込手續

手数料  
なし

納期に  
ゆとり

納め忘れも  
ありません

手續きはとても簡単

「口座振替依頼書」を取引先の金融機関窓口へ提出するだけ

しかも

全期・第1期の納期については、通常の法定期限より  
57日間もゆとりができます。

期	申込期限	法定期限	振替日
全期・第1期	令和4年2月25日	令和4年7月11日	令和4年9月6日
第2期	令和4年8月15日	令和4年10月31日	令和4年11月14日
第3期	令和4年10月11日	令和5年1月31日	令和5年2月14日

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合等でご利用になれます。  
取扱金融機関は、ホームページにご案内があります。

注2 口座振替お手続き後の年度更新申告書のご提出は、電子申請、郵送または労働局・監督署窓口をご利用ください。  
(金融機関窓口ではご提出いただけません。)

## 2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。  
よくあるご質問等ホームページにご案内しております。

<http://www.mhlw.go.jp/>(労働基準→労働保険の適用・徴収)

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

## 3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、労働保険徴収課にお願いします。

愛知労働局

TEL: 052-219-5501

※ お問い合わせは平日（月～金曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分

## 2021年度 愛知産業安全衛生大会開催される

11月24日(水)に名古屋市公会堂大ホールにおいて、545名(会場375名、WEB170名)の参加を得て「2021年度 愛知産業安全衛生大会」を開催しました。

コロナ禍の影響により昨年度は開催中止となりましたが、本年度はコロナ感染症予防対策を十分に講じ、会場参加に加えWEB参加方式により、愛知労働局による表彰に続き、事例発表や講演が行われました。

尚、当協会から参加していただいた会員の方に、この紙面をお借りしてお礼申し上げます。



## 労災保険実務講習会開催される

去る、11月18日(木)に刈谷労働基準監督署の後援のもと、「労災保険実務講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて、申込者多数により

第1部 13:15~14:30

第2部 14:45~16:00 で開催しました。

当日は、黒金化成(株)テクニカルセンターの神谷労災部会長の挨拶後、刈谷労働基準監督署の木下署長より挨拶の中で、主に2つのことについて話しをされました。

1点目は、刈谷署管内の11月末現在の災害の発生状況についてです。休業4日以上災害が433件(昨年同月比+58件)で、業種別で見ても、唯一建設業だけが減少しているのみで非常に厳しい状況となっており、年末の安全衛生推進運動の中で安全な作業手順の周知及び基本動作を守っていくことが労働災害防止に繋がるので、日常の安全管理をお願いしたいと話されました。

2点目は、今年の6月に改正育児・介護休業法が成立し、来年度より順次施行されることになっており、「改正育児・介護休業法を契機とする女性活躍推進経営者等セミナー」が12/3にオンラインで開催されるので是非参加してほしいと話されました。

続いて、労災課 戸荻労災保険給付調査官より「労災保険給付に関する最新事情について」と題して、新型コロナウイルス感染症や複数事業労働者の労災請求での業務上の判定について具体例を用いた紹介、精神障害、脳・心臓疾患の労災認定基準の改正についての紹介、労災保険給付請求書における押印欄の削除について、そして、請求書作成に関する注意点等について説明をされました。

会場には1部、2部合わせて、101名の関係者が参加し熱心に聴講されました。

尚、当日使用した資料等は協会にありますので、必要な方は協会までご連絡下さい。



神谷労災部会長



木下署長



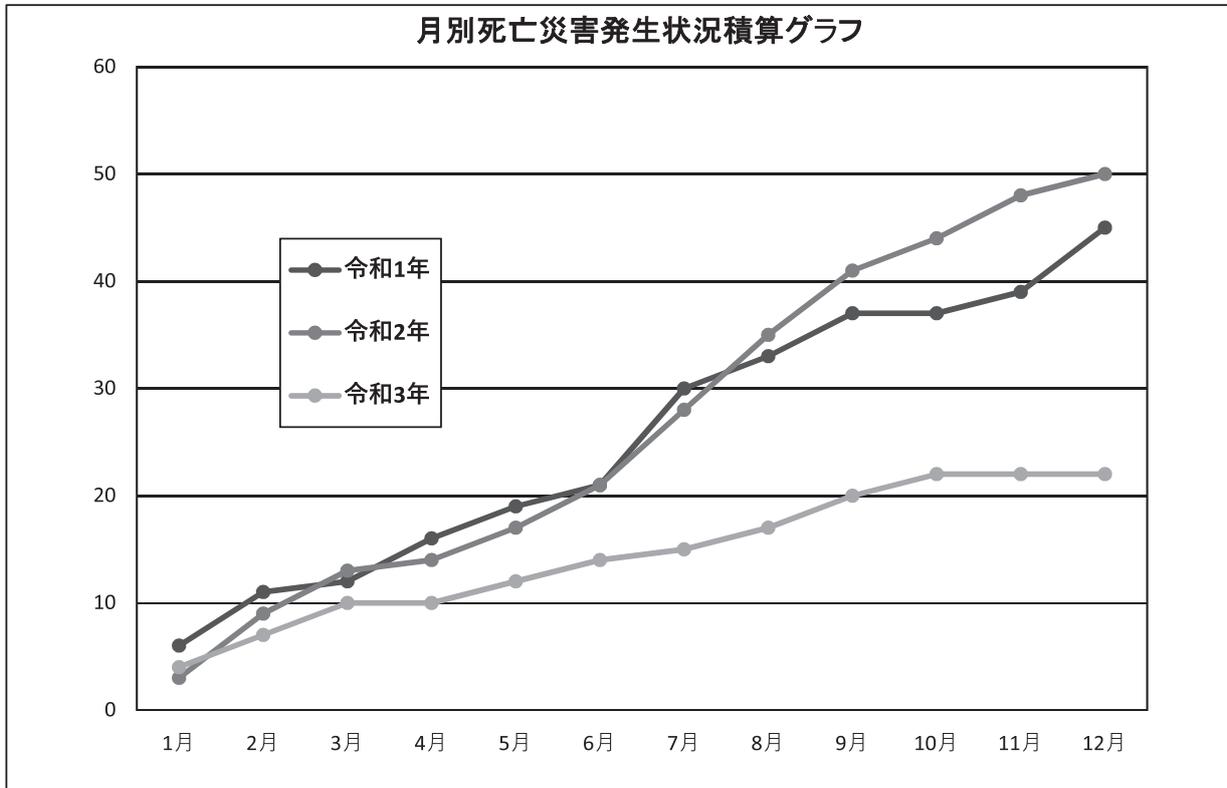
戸荻労災保険給付調査官

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和3年12月3日現在の速報値）

愛知労働局

業 種		年 別	令和3年（速報値）	令和2年同期（速報値）	令和2年確定値
製 造 業	造 業		10（1）	9	11
	食 料 品 製 造 業		1		
	化 学 工 業		1	3	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		2	1	1
	金 属 製 品		1（1）	1	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		2	3	4
建 設 業	そ の 他		3	1	1
	土 木 工 事 業		4	11（1）	13（2）
	建 築 工 事 業			4（1）	4（1）
	そ の 他		3	3	5（1）
陸 上 貨 物 運 送 事 業			1（1）	7（1）	7（1）
商 業	卸 売 業		2（2）	3（1）	3（1）
	小 売 業				
	そ の 他			2（1）	2（1）
清 掃 ・ と 畜 業				1	1
上 記 以 外 の 事 業				3	3
合 計			5（1）	11（2）	13（2）
合 計			22（5）	44（5）	50（6）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



# 令和3年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和3年11月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	20		186		159		+27		建 設 業 計	5		22		39	(1)	-17	-1
食 料 品	1		31		26		+5		土 木	1		5		3	(1)	+2	-1
織 維	1		2		1		+1		建 築	4		13		23		-10	
木材・木製品			1				+1		そ の 他			4		13		-9	
製紙・印刷			1		2		-1		交通・運輸業	6		64		53		+11	
化 学	2		7		12		-5		陸上貨物業			3		3			
窯業・土石			7		9		-2		港湾荷役業			1				+1	
鉄鋼・非鉄	1		11		17		-6		商 業	3		59		57		+2	
金属製品	6		40		42		-2		接客・娯楽業	3		24		16		+8	
一般機械	2		7		10		-3		清 掃 業	4		17		21		-4	
電気機械	1		4		3		+1										
輸送用機械	5		64		33		+31		そ の 他	9		106		72		+34	
その他製造	1		11		4		+7		合 計	50		482		420	(1)	+62	-1

※本統計は令和3年11月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。  
 ※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。



## 年次有給休暇の確実な取得について

刈谷労働基準監督署

平成31年4月の労働基準法改正により、年次有給休暇の日数のうち年5日の取得が義務化されてから3年が経過するところですが、年次有給休暇の管理について悩まれている事業場からの問い合わせも多くいただいています。今回は年次有給休暇の確実な取得と管理についてご説明します。

### 1. 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対する年5日の取得義務

労働基準法第39条第7項では、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に、5日について、使用者が時季を指定して取得させる義務が定められています。

なお、この規定は、正社員以外にも、パートタイム労働者、定年後再雇用者、学生など、職種や年齢を問わずに適用されます。

- 時季指定を行う場合は就業規則への記載が必要です。
- 時季指定の例外として、すでに5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

### 2. パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

労働基準法第39条第3項では、所定労働日数が少ない労働者について、所定労働日数に応じて比例付与されることが定められています。比例付与の対象となるのは、所定労働時間が週30時間未満で、かつ週所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日以下の労働者です。

また、所定労働日数が変更された場合は、基準日における労働条件に基づき、年次有給休暇の付与日数が決まります。

### 3. 年次有給休暇管理簿

労働基準法施行規則第24条の7では、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存することが定められています。年次有給休暇管理簿には、有給休暇を取得した時季（○月○日）、日数及び基準日を記載する必要があります。

また、年次有給休暇の権利が発生した労働者全員について作成する必要があります。

### 4. 確実な取得に向けて

年次有給休暇を確実に取得させるためには、事業場による管理が不可欠です。

方法としては、以下の3つが考えられます。

- ①基準日に年次有給休暇取得計画表を作成する。
- ②過去の取得実績が少ない者など、必要と思われる者に対し使用者からの時季指定を行う。
- ③年次有給休暇の計画的付与制度（計画年休）を活用する。

なお、有給休暇を取得しやすい環境づくりとして、人員の確保、業務内容の見直し等を行うことも重要です。

（例）年次有給休暇取得計画表（月間）

氏名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
佐藤 太郎						○					○	
鈴木 花子			○						○			
⋮												

年次有給休暇に関する相談は、労働基準監督署または働き方改革推進支援センターまでお願いします。

## 野菜を増やすポイント

～野菜を食べて健康に～

野菜はビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源です。  
野菜をしっかり食べて食物繊維を多く摂った人ほど、  
死亡リスクが下がるといわれています。(※1)

愛知県は野菜の摂取量が  
少ない!?!  
男性：全国 47 位  
女性：全国 45 位  
(※2)

### 野菜不足診断 ※3

- 食事は1日2食、あるいは1食しか食べない
- 丼ものや麺類などで食事をすませることが多い
- 加工食品やインスタント食品をよく食べる
- 食事よりもお酒とおつまみですませることが多い
- 外食やコンビニ等で買ったものですませることが多い
- 苦手な野菜がある

→ひとつでもがついたあなたは、野菜不足が心配です!

### 今から実践！健康へのステップアップ

野菜の目標摂取量  
350g (5～6皿分)



3食 野菜を取り入れて  
目標350g 達成!



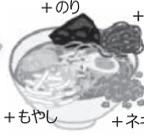
組み合わせで食事に彩りを  
野菜を複数組み合わせたり、  
種類が多く含まれているものを



普段の食事に+1皿や  
トッピングで野菜量UP  
野菜だけでなく、きのこ  
海藻料理も上手に活用



野菜料理を選んでみる



+のり +きくらげ  
+もやし +ネギ わかめの酢の物



野菜サラダ



ビビンバ



まんぴら



おひだし

※1 Am J Clin Nutr.2020 May 1;111(5)1027-1035

※2 厚生労働省「平成28年度国民健康・栄養調査結果の概要」

※3 東京福祉保健局「野菜摂取量セルフチェック」一部改編

### ○衣浦東部保健所の活動のご紹介○

衣浦東部保健所では「地域・職域連携推進事業」で、  
働く世代の皆さまの健康づくりや、地域と企業との積極的な連携に  
取り組んでいます。昨年度は、皆さまのご協力のもと、野菜  
摂取量の向上と、西三河の野菜をPRするリーフレットを作成  
しました。今後ともご協力を宜しくお願いします。



この記事に関するお問合せは下記まで  
衣浦東部保健所総務企画課 電話0566-21-4778

一般社団法人 東海労働経済研究所  
 代表理事 小栗 利治  
 (前愛知紛争調整委員会委員)

## 会社等による自社員の懲戒等

会社等は組織的活動が盛んに行なわれている。高品質の確保、安全・衛生活動、労働生産性の向上等について、時には社内外の組織、講師等を招請し、差別化を競っている。

その活動が、労働災害の発生を予防し、或は社内規律を向上させ、他企業との競争に耐える力の醸成になっている場合が多い。

ほとんどが、その活動は組織によって行なわれている。ところが個別の労働者等には、均一的に効果的な動きが出来ないため、何事も活動には限界が生ずる。生身の人間一人ひとりが、家庭等を持ち、自宅等から会社等に出勤し、社服を着ると、コロリと会社人間となり、雑念に捉われることなく、社業に努めることが期待されているはずであるが…。

人はその組織の中で、成長しなければならない。食べて、働き、眠って一日を過ごすだけではなく、大部分の人はより高い利益を求めて活動している会社で、また競争して働いている。会社の構内に入ったら、コロリと会社人間にならねばならない契約関係等で結ばれているのであろうか。

或る会社で高卒の新入社員で入ってきた女性が、経理業務の「伝票発行、支払い、記帳、パソコンへの入力作業、備品管理等」、中小企業ならではの、かなり広範囲な業務を担当することになった。大中企業なら、これだけの幅広い仕事を一人で、担当することはないのであるが、小企業では当たり前かも知れない。勿論「仕事のマニュアル」もなかったようだ。「マニュアルさえあれば」と私は強い思いを持って以下を記述する。

先輩がいた。営業事務と経理事務を把握する女性従業員が新人で配属された経理事務担当者の指導を任されていた女性従業員である。この二人は長期間に渡り新入社員をいじめ、パワハラを繰り返し行い、過重な業務を担当させ、その結果、新入社員はうつ状態に陥り自殺したものであった。

上司の女性は強い口調で叱責し「てめえ」、「あんた同じミスばかりしやがって」と大声で叱りつけていた。被害者の母親が、会社に「パワハラ」の事実を申し出ると、上司の女性は「親に出てきてもらうくらいなら社会人としての自覚を持って自分自身もミスのないようにしっかりしろ」。「何度言ったらわかるの」等と強い口調で注意、叱責を何回も繰り返し、それが長時間に及ぶ場合もあった。

その結果、被害者は自宅のある建物の10階から、飛び降りて自殺した痛ましい事件である。

(注) 本件については、所轄労働基準監督署長は「業務上(労災)」と認定し、名古屋高裁は「先輩従業員からの叱責等を制止しなかったこと、及び配転後の業務分担の見直し等をしなかったことについて、会社の責任を認めた事件。

私見ではあるが、中小企業にあっては、一人で広範な業務を担当せねばならない場合が多い。そこでミスを防ぐため「事務処理マニュアル」を策定し、辞書のように検索してミスを防ぐ必要があると思われる。

## 1. 懲戒

会社等は、従業員の懲戒について就業規則に予め、その事由等について定めている。その種類は注意、戒告、請責、始末書の提出、出勤停止、一時的減給、降格、論旨解雇、懲戒解雇が挙げられる。

契約関係で独立、対等であるのに、一般的には使用者のみの一方が懲戒権を発動することができる根拠について次の学説がある。

### 懲戒処分 of 意義

#### 服務規律や企業

秩序を維持するための制度としては、規律違反や秩序違反に対する制裁としての懲戒処分が行われる。「懲戒処分」とは、多義的な言葉であるが、通常は、従業員の企業秩序違反行為に対する制裁罰であることが明確な、労働関係上の不利益措置を指す、といえよう。通常企業ではそれは、懲戒解雇、論旨解雇、出勤停止、減給、戒告、訓告などとして制度化されている。このような懲戒処分は、使用者からすれば企業の秩序・利益を維持するために不可欠の制度であるが、労働者にとっては労働関係上の重大な不利益を受ける制度である。そこで、両者の利益を適切に調整するための法規整が必要となる。

法技術的には、この問題は次の2つの論点を内容とする。第1は、就業規則上懲戒に関する根拠規定が存しない場合にも、使用者はなお懲戒処分をなしうるかであり、第2は、就業規則上懲戒の事由や手段を列挙している場合に、そのような列挙は限定的意味をもつのか例示的意味をもつのかである。

以上の問題をめぐっては、2つの代表的学説が唱えられた。第1は、使用者は規律と秩序を必要とする企業の運営者として当然に固有の懲戒権を有する、との固有権説である。いわば、経営権（企業所有権）の一内容として、または労働関係の性質上当然に、使用者には懲戒権が認められるという考え方である。これによれば、就業規則にとくに定めがなくても懲戒処分は可能であり、また、同規則上の懲戒事由や手段の列挙は例示的な意味しかもたない。

これに対し第2には、使用者の懲戒処分は、労働者が労働契約において具体的に同意を与えている限度でのみ可能であるとする契約説がある。すなわち、使用者の懲戒権は労働契約の明示の定めのみ根拠を求めうるものであり、使用者は就業規則において懲戒の事由と手段とを明らかにし、労働者の明示または黙示の同意を得てそれらを労働契約の内容とすることによって初めてその限度で懲戒権を取得すると説く。したがって、懲戒処分には就業規則上の根拠規定を要するし、同規則上の懲戒事由や手段の列挙は限定列挙であることとなる。

菅野和夫 東大名誉教授著「労働法第十一版補正版 661 頁参照

## 会員だより

### 刈谷支部

#### 《会社概要》

社 名：奥野工業株式会社  
代 表 者：代表取締役社長 奥野 伸一郎  
所 在 地：高浜市豊田町3丁目1番地25  
TEL：0566-93-3100（代表）  
U R L：http://www.okunokk.co.jp/  
創 業：1947年12月  
設 立：1961年6月  
資 本 金：45百万円  
従業員数：167名  
海外拠点：アメリカ（ウエストバージニア州）  
社 是：「信頼される工場になろう」  
「品質第一で、顧客に喜ばれる製品を提供する。」



#### 《事業内容》

- ・フォークリフト等向け油圧シリンダー製造
- ・各種自動車部品製造（プレス品、射出成形品等）
- ・自社製品開発製造（レッカー車等）

2021年4月に高浜新工場が完成し、新たな環境の元、日々高品質なモノづくりを目指して生産活動を行っております。特に、中型フォークリフト向け油圧シリンダーにおいては世界トップシェアを誇ります。「信頼される工場になろう」「品質第一で、顧客に喜ばれる製品を提供する。」をスローガンに掲げ、モノづくりを通してお客様や地域に貢献できる企業をめざしています。

#### 《主要取引先》

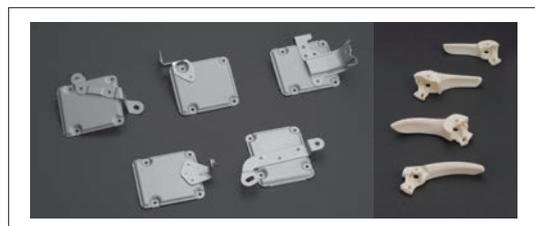
（株）豊田自動織機、（株）デンソー、コマツ、三菱ロジスネクスト（株）、（株）デンソープレステック、住友ナコフォークリフト（株）

#### 《製品紹介》

##### 「各種油圧シリンダー」



##### 「電装部品」



##### 「自社開発製品（レッカー車）」



# お知らせ

## 労務管理講習会開催のお知らせ

1. 日時 2022年2月7日(月) 13:15～14:45 (予定)
2. 場所 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール  
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-24-1841)
3. 次第
- 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 磯貝労務・教育部会長  
刈谷労働基準監督署 木下署長
- 2) 説明 ①「働き方改革関連法に関する監督指導の状況について」  
刈谷労働基準監督署 小野第一方面主任監督官  
②「改正 育児・介護休業法について等」(仮題)  
愛知労働局 雇用環境・均等部 岩田雇用均等指導員
4. 会費 無料

## 刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
技 31H フォークリフト	(学) 2月4日 (実) 2月5・6・12日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950円	
	プレス機械作業主任者	2月9・10日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター 14,090円	
酸欠・硫化水素危険作業主任者	2月16・17・18日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター 19,210円		
能 特化物・四アルキル鉛等作業主任者	2月7・8日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	13,980円	
	2月24・25日 (満席)			
	3月16・17日 (満席)	刈谷商工会議所		
	3月24・25日 (満席)			
	3月28・29日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター		
	3月30・31日 (満席)			
有機溶剤作業主任者	3月7・8日	あいち産業科学技術総合センター 13,980円		
特 フルハーネス型墜落制止用器具	2月1日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター 9,700円 12,700円		
	自由研削といし	2月8日	あいち産業科学技術総合センター 10,800円 13,800円	
別 機械研削といし	(学) 2月14日 (実) 2月15日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター 14,200円 17,200円		
	粉じん	2月28日	あいち産業科学技術総合センター 8,700円 11,700円	
教 低圧電気(実技7H含む)	(学) 3月10日 (実) 3月11日	刈谷商工会議所 16,000円 19,000円		
	プレス金型	(学) 3月22日 (実) 3月23日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター 14,200円 17,200円	
育 その他の教育	フォークリフト従事者教育	2月2日	あいち産業科学技術総合センター 8,600円 11,600円	
	衛生管理者受験準備勉強会	2月21・22日	あいち産業科学技術総合センター 19,500円 22,500円	
	職長教育(製造業)	3月14・15日	あいち産業科学技術総合センター 14,000円 17,000円	
	安全衛生推進者養成講習	3月1・2日	あいち産業科学技術総合センター 17,830円	

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

## 西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
安全管理者選任時研修	2月25日	西尾市文化会館
	2月21・22日	豊田商工会議所
職長教育	2月9・10日	西尾市文化会館
職長・安全衛生教育併合講習	2月14・15日	豊田商工会議所
異常処置教育	2月18日	西尾市文化会館
新入者安全衛生教育	3月30日	西尾市文化会館

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

## 中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

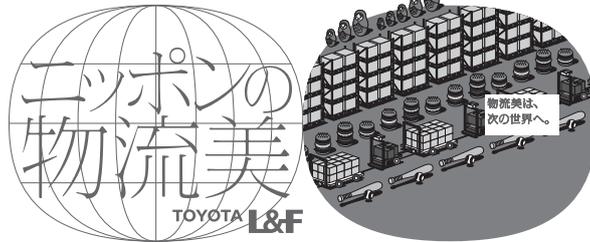
講習名	日程	会場
危険予知訓練（KYT）1日研修会	3月18日	刈谷商工会議所

## 愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学科(日)	実技(日)			
ガス	3月17日	3月19日	ポータルビル	トヨタ教育センター	13,780円
技能講習	乾燥設備作業主任者	3月9日10日	ポータルビル		13,340円
	はい作業主任者	3月3日4日	ポータルビル		12,895円
	石綿作業主任者	3月7日8日	ポータルビル		13,280円
	鉛作業主任者	3月1日2日	ポータルビル		13,060円

# 謹賀新年

LOGISTICS & FORKLIFT



豊田自動織機

歴史ある若い会社、ジェイテクト。

# JTEKT

自動車部品・ベアリング・工作機械の、ジェイテクト。

## 世界のくらしに笑顔届けたい

トヨタのミニバン、商用車、SUVを担う完成車両メーカーとして、  
人々のくらしに寄り添い、お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



トヨタ車体  
TOYOTA AUTO BODY



アイシンは、挑む。  
“移動”に感動を、未来に笑顔を。

**AISIN**  
We Touch the Future

## 「人」と「技術」のインテグレーション アスカ株式会社

自動車部品事業【自動車部品のプレス加工・溶接組立】  
配電盤事業【分電盤・制御盤・盤用キャビネット】  
ロボットシステム事業【産業用ロボット・自動化システム・制御装置】



「高・シンクロ」  
BSFS搭載  
小型軽量な  
ブレスリンク  
ブローマスク登場

**BL-1005**

軽量・薄型バッテリーを内蔵し、首への負担を軽量化  
マイク・活性炭フィルター採用  
会話を明確にする伝声器内蔵

重量/容積/等級: A重 (1.7%以下)  
ろ過材/等級: FFL1 (95.0%以上)  
透気量基準

安全衛生ディビジョン  
興研株式会社 安全衛生ディビジョン 千102-0459 東京都千代田区四番町7番地 TEL.03-5276-1911 (大代表) FAX.03-5265-1976 <http://www.koken-ltd.co.jp>

# 謹賀新年



自動車用ホイールとLPGポンベの専門メーカー

さらなる高品質、  
グローバル企業へ。

**CMW** 中央精機株式会社

**Makita**

充電式草刈機  
MUR005GRM



みんなで作る「脱炭素社会」  
※排ガスゼロ・燃料ゼロ・始動の手間ゼロ & 低騒音  
※工具使用時

40Vmax

〒446-8502 愛知県安城市住吉町3-11-8  
TEL.0566-98-1711(代表) FAX.0566-98-6642

株式会社 マキタ

**TD**

人と電気を未来へつなぐ。  
**高浜電工株式会社**

〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8

TEL : 0566-53-1490 Fax : 0566-52-6777

HP : <http://www.takahamadenko.com>



あらゆる人に  
移動革新を  
Mobility Well-being

**DENSO**  
Crafting the Core



QUALITY OF TIME AND SPACE

すべてのモビリティに“上質な移動空間”を

**トヨタ紡織**

# 謹 賀 新 年

自動車・治工具部品の熱処理なら当社にお任せください！

## 栄熱処理工業株式会社

代表取締役社長 黒田 栄一  
〒448-0033 刈谷市丸田町2丁目28番地  
TEL 0566-21-5161 FAX 0566-23-5579  
<http://sakae-netsu.jp>



## サンエイ株式会社

健康経営優良法人  
2021  
プライム500

作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定なら  
ぜひ当社にお任せ下さい！

【環境事業部】 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1  
TEL 0566-22-2114 担当:安間大剛(だいごう)



株式会社豊田自動織機グループ

## 株式会社 サンバレー

職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください  
〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F  
TEL : 0566-25-2258  
E-mail: sv\_bousai@sunvalley-e.co.jp

「こころ」を「かたち」に—

## 近藤グループ

(株)近藤組  
近藤工業(株)  
(株)プラスワン  
新日産業(株)  
エナジーK(株) [www.kondo.jp](http://www.kondo.jp)




愚直なものづくりを通じて  
お客様に貢献し  
社会との共生・発展を  
目指します

## 津田工業株式会社

<http://www.tsuda-inc.co.jp>



・人材派遣 : 派 23-301303  
・職業紹介 : 23-ユ-301027  
・登録支援機関 : 20 登-004356  
・寮社宅管理

## 株式会社 TSサービス

〒448-0803 愛知県刈谷市野田町北屋敷157番地2  
TEL : 0566-63-5492 FAX : 0566-63-5493  
URL : [www.tss-kk.com](http://www.tss-kk.com)



Nakagawa Mold & Design, Inc.

## 中川工業株式会社

いんぐら  
ぶんがく  
ていしや

- 精密鋳造用の木型
- 樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造
- スタンピング型及び簡易プレス型の設計・開発及び製造
- スタンピング型及び簡易プレス型による樹脂、金属プレス成形品の製造
- 鋳造用砂型・部品の設計・開発及び製造
- 検査治具の設計・開発及び製造

ISO9001:2008 認証取得 <http://www.nakagawa-kk.co.jp/>  
ISO14001:2004

工場メンテナンスのエキスパート



## 中一建設工業株式会社

本社 愛知県知立市内幸町加藤75番地 〒472-0042  
TEL (0566) 82-7111 (代) FAX (0566) 81-1132  
URL: [www.nakaichi-kensetsu.com](http://www.nakaichi-kensetsu.com)

工場設備のトータルプランナー企業

## HIC 豊安工業株式会社

472-0042 愛知県知立市内幸町加藤40  
TEL 0566-81-0885 FAX 0566-82-0321  
<http://www.e-houan.co.jp/>

# 安 全 緑 十 字

年  
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害  緑  
 不 休 災 害  黄  
 休 業 災 害  赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

# 産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

---

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室  
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025  
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



**MetLife**  
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社  
名古屋五城エージェンシーオフィス  
〒460-0008  
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F  
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー  
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性の  
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから  
[midori-anzen.co.jp/mwj/](http://midori-anzen.co.jp/mwj/)



MIDORI  
LADIES' WORKS COLLECTION

## 明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
  - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
  - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査  
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
  - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
  - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定  
健康診断機関等名簿掲載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿掲載（23-44）  
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0044 名古屋市南区柵下町2-4 ☎ 052-822-2525  
FAX 052-824-1064

## 《四大定期刊行誌》

## ●単行本

<p>労基法運用の実務広報誌</p> <h3>労働基準広報</h3> <p>B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>管理・監督者のための実践情報誌</p> <h3>先見労務管理</h3> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>年度版 <b>安衛法便覧</b> 労働調査会出版局 編 最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主要行政指導通達を収録しています。 B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税</p> <p>購読会員への特典</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期付録の発行</li> <li>●労務相談室の無料利用</li> <li>●労務関係資料の無料提供</li> <li>●社内研修等への講師の派遣</li> </ul>
<p>労働安全衛生の専門情報誌</p> <h3>労働安全衛生広報</h3> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税</p>	<p>雇用管理者必携</p> <h3>建設労務安全</h3> <p>B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税</p>	

◎労働基準調査局とは一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F  
TEL 052(211)2073

二〇二二年一月発行  
通巻五七三号

印編 一発  
刷集 般社団法  
所人 人所  
  
(株)刈谷市幸町二丁目二番地  
刈谷市高松町一丁目二番地  
刈谷労働基準協会  
電話 〇五八六二一八五三  
〇五八六二一八三三  
定価一五〇円